

京都市交通局管理規程 3-12（京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第10条関係）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

死亡した者	休暇日数
配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	7日
父母，配偶者の父母，子	
祖父母，孫，兄弟姉妹	3日
子の配偶者，父母の配偶者，配偶者の子	3日 （同居していた場合は，7日）
おじ，おば，おい，めい，おじ又はおばの配偶者	1日
配偶者の祖父母，祖父母の配偶者，配偶者の兄弟姉妹， 兄弟姉妹の配偶者	1日 （同居していた場合は，3日）

附 則

（施行期日）

- 1 この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この改正規程による改正後の京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の規定は、この改正規程の施行の日以後に死亡した者に係る服喪休暇について適用し、同日前に死亡した者に係る服喪休暇については、なお従前の例による。

(交通局企画総務部職員課)